

警察・弁護士からのアドバイス

1 岐阜県警察本部

～不透明化する暴力団～



不透明化

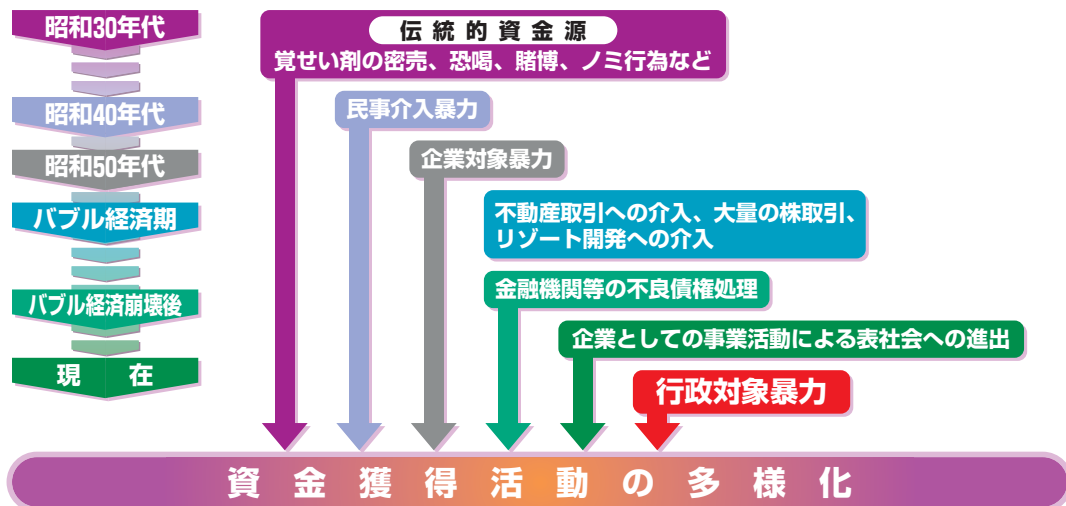
警察では、えせ同和行為は、暴力団などの反社会的勢力の活動形態の一つとして位置づけています。

暴力団対策法が施行された後、暴力団は組事務所から代紋、看板等を撤収し、名簿等に構成員の氏名を記載せず、暴力団を示す名刺を使用しないなど、組織実態に関する事実を隠ぺいする傾向が強まっています。

また、活動形態においても、政治活動若しくは社会運動(えせ同和行為など)を仮装、標ぼうするなど、不透明化の傾向が一層顕著になってきています。

暴力団は、伝統的には覚せい剤の密売、恐喝等の違法行為を通じてその活動のための資金を獲得してきましたが、近年、社会経済の変化や警察の取締りを逃れるため、暴力的要求を必ずしも伴わない企業活動へ進出したり、民事介入暴力や企業対象暴力等市民の平穏な日常生活や企業の健全な経済活動に深く介入し、あるいは行政機関を対象とする違法又は不当な行為を行うなど、行政の健全性、公益性を害する行政対象暴力を敢行しています。また、最近では、その存在感を増しつつある「暴力団と共生する者」と共に、証券取引の分野にまで介入したり、民間非営利団体(NPO)を仮装し、それを隠れ蓑にして不当な要求を行うこともあります。

これらの不当要求に対処するために、行政機関では組織的な対応を図るための規則の整備が進められ、企業においては、企業倫理に基づく行動ガイドライン等が示されるようになってきました。また、平成19年6月19日には、政府の犯罪対策閣僚会議幹事会申合せとして、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」が取りまとめられ、反社会的勢力による被害を防止するための基本理念や具体的な対応を取りまとめています。



このように、暴力団等反社会的勢力の排除のためには、警察が徹底した取締りを行うとともに、全ての国民が様々な立場で、その勢力を社会から排除すべきことを認識し、警察以外の関係機関や企業との連携・協力を進め、暴力団があらゆる経済活動から排除される仕組みづくりを社会全体で構築していく必要があります。

暴力団等反社会的勢力からの不当要求に遭った時は、速やかに警察に通報や暴力追放推進センターに相談し、助言や指導を受けながら対応することが早期解決に繋がります。

不当要求行為の手法と被害

暴力団は、国民の日常生活や仕事に対して様々な名目で不当要求行為による資金獲得を行うべく、平素から不当要求行為を行う端緒となる情報を入手しようとして、個人や企業に関する事故、法令違反、スキャンダル等に注意を払っている。そして、何らかの情報を入手すると、情報の確度、関係者の詳細、関連する法律や専門知識等を調査・確認するといった準備を行った上で、機関紙購読、下請参入、口止め等の名目を使い分けて接触を試みる。

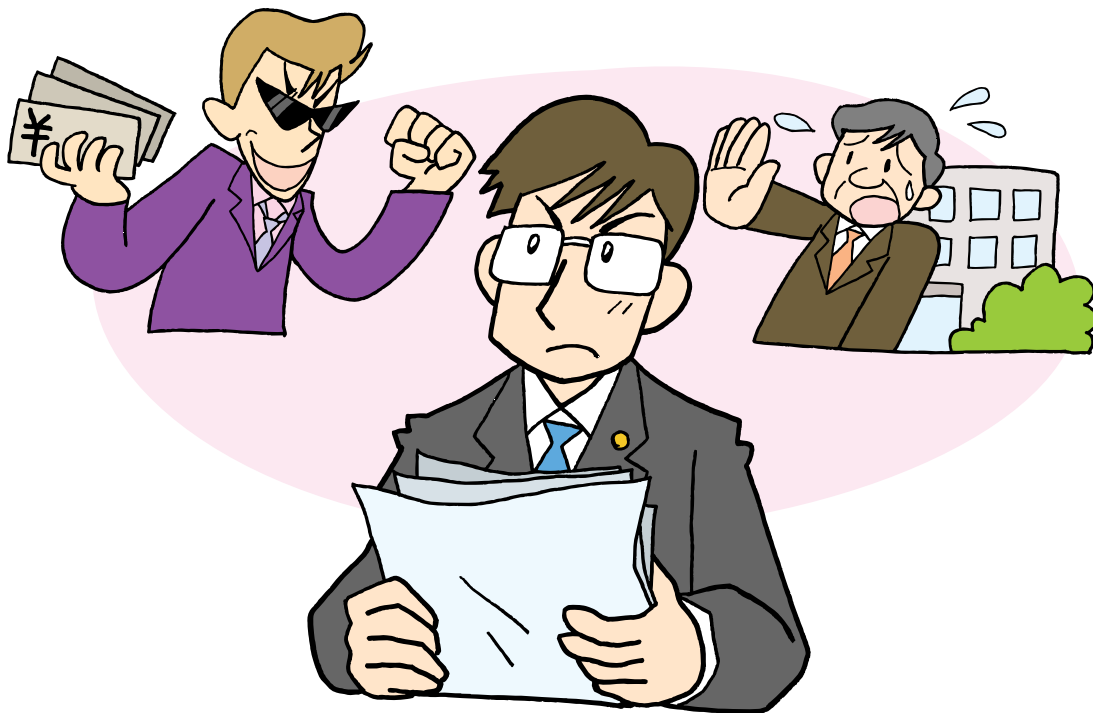
接触に成功し、不当要求行為を行うに当たっては、大声でまくしたてる、机をたたくといった直接的な恫喝は、脅迫罪や恐喝罪として検挙されるおそれがあることから、必要最小限度に抑えることが通常であり、むしろ、暴力団であることを口頭で告げる、詰めた指を見せる、組織名の入った名刺を見せるなどの方法で示すとともに、「このままだと大変なことになる。よく考えたほうがいい」などと告げ、国民が潜在的に暴力団に抱いている恐怖感を利用しようとする。その上で、相手の失言や言葉尻をとらえて「俺の顔を潰した」などと因縁を付け、それを奇貨として「土下座して謝れ」、「念書を書け」、「社長を呼べ」などと無理難題を言って相手を困惑させ、かつ、「若い者を連れて騒ぐぞ」、「街宣車をまわすぞ」などと告げて恐怖感を増幅させることで、自らのペースに巻き込もうとする。さらに、不当要求行為を二度、三度と執拗に繰り返す、職場に長時間居座る、早朝や深夜に自宅へ電話をかけるなどの方法により、相手を正常な判断ができないように精神的に追い詰め、その苦しい状態から逃れたいという心理状態に陥らせて要求に従わせようとする。それでも要求に従わない相手であれば、仕事の忙しい時間をねらって訪問する、近所の住人や職場の同僚に接触する、夜間に自宅前で大声で騒ぐなど、より直接的な嫌がらせにエスカレートさせるほか、その交渉の過程において、複数人で脅し役となだめ役の役割分担を行うといった手法も活用し、要求に応じるように仕向けていく。

不当要求行為の対象となった者は、過去に不当要求を受けた体験を持たないことが普通であるため、冷静に判断する余裕がないまま、「要求に応じたくない」という思いと「ひどい仕返しを受けるのではないか」という思いの狭間で苦悩し、想像できないほどの不安と恐怖で日常生活や仕事に支障を来すことが通常である。また、そうした精神的苦痛に耐えかねて要求の一部なりとも応じた場合には、暴力団に更につけ込む余地があると判断され、何度となく金銭を要求されて、徹底的に財産を取奪されることもあり得る。

こうした不当要求行為を受けた場合には直ちに警察に相談すべきであり、不当要求行為が行われた後に警察への連絡を行って検挙や暴力団対策法に基づく中止命令の発出が行われた場合でも、被害の届出を行った者に対するいわゆるお礼参りは、暴力団にとって検挙される危険性の高い無意味な行為となることから、何も行われないことが通常である。しかし、過去において、警察や弁護士への連絡が遅れたために、離婚や夜逃げを余儀なくされたり、会社を乗っ取られたり、老後の生活資金をすべて奪われたりするといった悲惨な結末を迎えた事例は数多いとみられる。

～平成19年版警察白書、特集「暴力団の資金獲得活動との対決」より～

2 岐阜県弁護士会民暴委員会



①こんなところにもえせ同和行為が

平成13年にある企業により、被害者1万7,000人、被害総額1,100億円の巨額詐欺事件が起きました（元社長刑事事件有罪確定）。この関連訴訟として、この企業の業務に関連した行政への登録更新時（平成9年）において、その業務を扱う行政機関に対し、企業の破綻の危険が切迫していることを認識しながら、漫然と同社の登録更新を許した監督権限不行使を認め、一部被害者らに対する行政賠償責任を認めた判決が、地裁、高裁判決を経て平成20年10月確定しました。

大型詐欺商法における被害者に対し行政の賠償を認めた判決ということで、被害者救済に道を開くとして注目された判決である一方、この事件の背景事情として行政対象暴力としてのえせ同和行為が争点とされており、その点においても画期的判決なのです。登録更新の2年前（平成7年）に行政機関が同社に対し業務改善命令を出したところ、同社社長が同命令書の受け取りを拒否し、その際「同和団体」名を記載した名刺を差し出し、団体を使って行動する、組織を挙げて戦う、幹部に会わせろなど申しつけ、それに気おくれた行政機関が業務改善命令の執行を棚上げして事実上撤回してしまったのではないかと、その後も更新まで圧力を受け続けていたのではと事実関係が争われ、判決は圧力の事実関係を認定しています。

本件は、民事裁判までして且つ刑事事件の訴訟記録があって初めてあぶりだされたともいえます。なかなかえせ同和行為の被害は表に出てきませんが、被害の裾野は、統計資料よりもはるかに広いことが十分推測されます。

② また、えせ同和行為をした団体の住所、代表者などを追っていくと、えせ右翼行為をした団体の住所と一致することも決して稀有ではありませんし、最近では、民間非営利団体(NPO)の看板を利用する場合があります。

③ このようなえせ同和行為への対応の心得は、本パンフレットの5頁から14頁に具体的にまとめてありますので詳細は繰り返しません。要は、心構えとして他の顧客や他の住民と同様に接し特別扱いをしないことに尽きます。相手方が同和問題に絡めて指弾してくることはひとまず横において、相手方の要求内容を明確に把握し、その要求が不当であれば応じられないという風に単純に考えてください。

その上で、他の不当要求の場合と同様、不当要求であることの証拠化のため、相手方の氏名、所属団体等の確認、対応内容の詳細記録化を徹底してください。記録化の手段として、録音・録画がありますが、相手方の同意を得ることはそれほど気にしなくて結構です。証拠化という意味では隠し録音・録画でも有効ですし、また、その場での相手の恫喝を止めたい場合は、むしろ積極的に上司に対する正確な報告のためですと相手方に録音・録画を告知し、相手方の同意があろうとなかろうと見えるところに出して録音・録画します。少なくとも相手方の恫喝はなくなり、動揺することなく対応ができます。

④ それでも、相手方からの執拗な不当要求が続くようであれば、また、相手方の勢いに気圧されて何か一筆書いてしまった場合、直ちに、県警、暴力追放推進センター、弁護士会の民暴介入暴力被害者救済センター(民暴委員会)宛にご相談ください。そのままにしていると取り返しがつきませんし、何らか応じたこと自体を新たなネタにして不当要求が続きますが、直後に対応すれば十分リカバリーできます。

⑤ 最後に予防策ですが、4頁でも紹介してある、平成19年の政府の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」が示され、各業界の取組みが始まっている現在、就業規則、契約約款に反社会的勢力排除条項を導入する絶好の機会です。横並びでの導入ですので、反社会的勢力のターゲットになりませんし、これらの条項を理由に不当要求を断ることができ、現場対応が確実に楽になります。

